

## 平成 24 年度版 技術士第一次試験「建設部門」よく出るキーワード&問題 完全攻略 正誤表

P. 72

2 章-3 【土地区画整理事業】出題例-2

IV-25【解説】

都市計画区域は、自然のおよび社会的条件、ならびに人口、土地利用、交通量などの現況や推移の状況などから、一体の都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要がある区域を、都市計画法に基づき都道府県が指定した区域をいう。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。また、都道府県はこれ以外に首都圏整備法による都市開発区域、近畿圏整備法による都市開発区域、中部圏開発整備法による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとしている。

①の文は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は国が決定する」としているため誤り。



都市計画法第 15 条では『次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。』として、次の 7 つの項目を挙げている。『1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画、2. 区域区分に関する都市計画、3. 都市再開発方針等に関する都市計画、4. 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区に関する都市計画、5. 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画、6. 市街地開発事業に関する都市計画、7. 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画』

①の文は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は国が決定する」としているため誤り。